

8. マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

令和6年12月2日の健康保険証廃止決定に伴い、廃止後はマイナンバーカードが健康保険証の代わりとなります（廃止後、発行済の健康保険証については、令和7年12月1日まで有効とみなす経過措置を設けております）。

オンライン資格確認を行うため、新規取得時（資格取得届、被扶養者異動届）には、個人番号（以下「マイナンバー」という）を記入し、届出いただくことが必須となっております。また、個人番号の未記入での届出、届出の遅延があった場合、医療機関や薬局で資格確認が出来ず、被保険者や被扶養者が受診した際は窓口負担が10割となる可能性があります。

健保組合への加入手続きは、当該事実があった日から5日以内にマイナンバーを記載し届出することとされていますので、速やかなご提出にご協力をお願いします。（健康保険法施行規則第24条）

【新規採用者等にかかる被保険者資格取得届及び被扶養者（異動）届の提出について】

内定等により、入社が確実に見込まれる場合は、入社前に「被保険者資格取得届」等を提出してください。事前提出をしていただくことで、医療機関や薬局において、マイナンバー連携を活用したオンライン資格確認等を確実にを行うために、事前点検を実施いたします。

当該届の内容に変更がある場合は、入社日までにご連絡ください。当該連絡がない場合は、入社日に届け出られたものとして取り扱いたします。

なお、当該届の提出年月日は、資格取得予定日を記載してください。

